ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(6)イ(イ)に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七五を乗じて得た数値以上であること。
(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(6)ハ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(6)ニ(イ)に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ホ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(6)ヘ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(4)　次に掲げるガソリン自動車（(一)及び(1)の適用を受けるものを除く。）　一〇〇分の二
イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六〇を乗じて得た数値以上であること。
(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ニ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(4)ヘ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
(5)　次に掲げる石油ガス自動車（(一)及び(2)の適用を受けるものを除き、乗用車に限る。）　一〇〇分の二
イ　(一)(5)イ(イ)①又は②に該当すること。
ロ　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六〇を乗じて得た数値以上であること。
ハ　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
(6)　次に掲げる軽油自動車（(一)及び(3)の適用を受けるものを除く。）　一〇〇分の二
イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(6)イ(イ)に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六〇を乗じて得た数値以上であること。
(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ロ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(6)ハ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。
ハ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
(イ)　(一)(6)ヘ(イ)①又は②に該当すること。
(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。
(7)　(一)及び(1)から(6)までの適用を受ける自動車以外の自動車　一〇〇分の三
(三)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の課税標準の非課税措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一〇関係）
(四)　令和元年一〇月一日から令和三年三月三一日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和三年一二月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一〇及び第一二条の二の一二関係）
(五)　軽油自動車のうち、(一)(6)イ(イ)に該当する乗用車については、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三一日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一〇関係）
(六)　(二)(3)イ及びロ並びに(6)イに掲げる軽油自動車については、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三一日に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の一二関係）
(七)　一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）
(八)　路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置について、乗車定員三〇人以上であって一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運行の用に供する自動車のうち空港を起点又は終点とするものに係る控除額を八〇〇万円に引き上げた上、その適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の一三関係）